

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

国保年金課

### 1 変更の理由

1 月 31 日に開催された東京都後期高齢者医療広域連合議会において、平成 24・25 年度後期高齢者医療保険料に係る条例議案が原案どおり可決された。

この平成 24・25 年度後期高齢者医療保険料は、22・23 年度と同様に、関係区市町村の一般会計から保険料軽減に要する経費を負担することが前提となっている。

現行の規約の規定は、22・23 年度の時限措置となっており、24・25 年度においても、保険料軽減に要する経費を負担するためには、規約の変更を行う必要がある。

### 2 変更の内容

平成 24・25 年度の 2 年間の時限措置として、保険料の軽減のために、次に掲げる広域連合の経費を関係区市町村の一般会計から負担すること（附則第 7 項関係）。

- (1) 審査支払手数料相当額の 100 パーセント
- (2) 財政安定化基金拠出金相当額の 100 パーセント
- (3) 保険料未収金補填分相当額の 100 パーセント
- (4) 保険料所得割額減額分相当額の 100 パーセント
- (5) 葬祭費相当額の 100 パーセント

### 3 規約変更に伴う負担金の見込額（24・25 年度の 2 か年度分）

	区市町村全体	うち葛飾区負担分
審査支払手数料相当額	63 億円	2.38 億円
財政安定化基金拠出金相当額	20 億円	0.73 億円
保険料未収金補填分相当額	57 億円	1.58 億円
保険料所得割額減額分相当額	3 億円	0.13 億円
葬祭費相当額	63 億円	2.26 億円
合 計	206 億円	7.08 億円



東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

現 行	改 正 案				
<p>第1条から第17条まで 省略</p> <p>(広域連合の経費の支弁方法)</p> <p>第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をも って充てる。</p> <p>(1) 関係区市町村の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び東京都の支出金</p> <p>(4) その他前3号に掲げる収入以外のもの</p> <p>2 前項第1号に規定する関係区市町村の負担金 の額は、別表第2の負担割合により、広域連合 の予算において定めるものとする。</p> <p>第19条 省略</p> <p>附則</p> <p>第1項から第6項まで 省略</p>	<p>第1条から第17条まで 省略</p> <p>(広域連合の経費の支弁方法)</p> <p>第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をも って充てる。</p> <p>(1) 関係区市町村の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び東京都の支出金</p> <p>(4) その他前3号に掲げる収入以外のもの</p> <p>2 前項第1号に規定する関係区市町村の負担金 の額は、別表第2の負担割合により、広域連合 の予算において定めるものとする。</p> <p>第19条 省略</p> <p>附則</p> <p>第1項から第6項まで 省略</p> <p>7 平成24年度分及び平成25年度分の第1 8条第1項第1号に規定する関係区市町村の 負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法 第105条の規定により区、市、町及び村が 納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="858 1518 1417 1861"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第 1項及び第2項の規定による 繰入金並びに保険料その他高 齢者医療確保法第4章の規定 による徴収金(区、市、町及 び村が徴収するものに限る。)</td> <td>100パ ーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第 1項及び第2項の規定による 繰入金並びに保険料その他高 齢者医療確保法第4章の規定 による徴収金(区、市、町及 び村が徴収するものに限る。)	100パ ーセント
項目	負担割合				
高齢者医療確保法第99条第 1項及び第2項の規定による 繰入金並びに保険料その他高 齢者医療確保法第4章の規定 による徴収金(区、市、町及 び村が徴収するものに限る。)	100パ ーセント				

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

現 行	改 正 案																
	<p>日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">↓</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料相当額</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> <tr> <td>財政安定化基金拠出金相当額</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料未収金補填<sup>てん</sup>分相当額</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料所得割額減額分相当額</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> <tr> <td>葬祭費相当額</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	審査支払手数料相当額	100パーセント	財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント	保険料未収金補填 <sup>てん</sup> 分相当額	100パーセント	保険料所得割額減額分相当額	100パーセント	葬祭費相当額	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
審査支払手数料相当額	100パーセント																
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント																
保険料未収金補填 <sup>てん</sup> 分相当額	100パーセント																
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント																
葬祭費相当額	100パーセント																

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

現 行	改 正 案																				
<p>別表第1 省略</p> <p>別表第2 (第18条関係)</p> <p>1 共通経費</p> <table border="1" data-bbox="172 1487 673 1637"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者人口割</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>人口割</td> <td>50パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 保険給付に要する経費 (高齢者医療確保法第98条の規定により区、市、町及び村が負担するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="172 1783 673 1883"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険給付費割</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者人口割	50パーセント	人口割	50パーセント	項目	負担割合	保険給付費割	100パーセント	<p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳 (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。) に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 (平成19年政令第325号) 第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。</p> <p>とする。</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2 (第18条関係)</p> <p>1 共通経費</p> <table border="1" data-bbox="826 1487 1327 1637"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者人口割</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>人口割</td> <td>50パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 保険給付に要する経費 (高齢者医療確保法第98条の規定により区、市、町及び村が負担するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="826 1783 1327 1883"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険給付費割</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者人口割	50パーセント	人口割	50パーセント	項目	負担割合	保険給付費割	100パーセント
項目	負担割合																				
高齢者人口割	50パーセント																				
人口割	50パーセント																				
項目	負担割合																				
保険給付費割	100パーセント																				
項目	負担割合																				
高齢者人口割	50パーセント																				
人口割	50パーセント																				
項目	負担割合																				
保険給付費割	100パーセント																				

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

現 行	改 正 案								
<p>3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="188 521 722 913"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<p>3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="850 521 1385 913"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規約は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								